

お知らせ

行政相談週間と  
行政相談所の  
開設について

総務省では、行政相談制度を広く知ってもらい、その利用を促進するため、今年は10月20日(月)から26日(日)までの1週間を「行政相談週間」と定め、全国的に各種の行事を行うことにしています。

松前町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設します。お気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 10月22日(水)

10時～15時

場所 北公民館

行政相談委員 渡辺高浪

相談例

道路、交通安全、登記、郵便、消費生活、社会福祉、公害、行政サービス改善に関する意見・要望など

利用した覚えのない  
電話情報料の請求通  
知にご注意

事例

「あなたの名義の電話回線から使用された有料○○番組について」と書かれた支払請求通知(ハガキ等)が債権回収業者名で届いた。利用した覚えはないが、支払わないと自宅まで回収に来ると書いてある。

対処方法

●利用した覚えがなければ、支払う必要はありません。

●自分から電話をかけるなどして、相手業者に電話番号などの個人情報を知られないようにしましょう。

●もし脅迫まがいの請求がある場合は、警察に相談しましょう。

消費生活に関する相談窓口

松山地方局「くらしの窓口」

☎946-3700



調停相談会開催の  
お知らせ

金銭貸借、交通事故、遺産相続、宅地建物、家庭の問題などについて

日時

10月26日(日) 10時～16時

場所

松山市湊町5-1-1  
いよてつ高島屋7階  
キャッスルルーム

主催

愛媛調停協会連合会

☎941-4151

その他

相談無料、秘密厳守、予約不要

法務行政相談所開設

10月1日～7日は「法の日」週間です。

松山地方法務局では、週間中、法務行政相談所を設置し、登記・戸籍・国籍・供託・人権・公証に関する相談業務を行います。相談は無料です。

日時

10月1日(水)～7日(火)  
9時30分～12時  
13時～16時

(土・日曜日は除きます。)

場所

松山市宮田町188番地6  
松山地方合同庁舎

問い合わせ

松山地方法務局総務課

☎932-0888

最低賃金のお知らせ

10月1日からの愛媛県最低賃金は、昨年と同額の

1時間611円

に据え置かれました。

※1日8時間労働の場合は、4,888円以上の支払いが必要です。

問い合わせ

愛媛労働局賃金室

☎935-5200

松山労働基準監督署

☎935-5215



次の大型ごみのは

10月19日(日)です。

地域で決められた場所に7時までに出しましょう。

7月から  
プラスチック類の  
収集日が  
追加されました

〈10月追加収集日〉

松 前校区

10月1日(水)

岡 田校区

10月27日(月)

北伊予校区

10月24日(金)